

YouTube「TJセンター公式チャンネル」第3,4回トーク収録 レポート

成城大学法学部 1年

石川 ゆゆ

2021年9月20日、「なおみんと学ぶ！TJ入門」第3,4回の収録を行いました。この番組は、治療的司法研究センターのYouTube公式チャンネルである「TJセンター公式チャンネル」にて7月から新しく始まったもので、治療的司法研究センターの客員研究員である菅原直美弁護士が聞き手となり、様々なゲストの方から「治療的司法」とはどのようなものかを学んでいくという企画で、「治療的司法」に携わる方々の活動内容やその活動を通して感じたこと、現状等のお話を聞くことができる貴重な機会です。1本10分ほどの動画なので、気軽に見ながら治療的司法について理解を深めることができますと思います。まだご覧になっていない方はぜひ第1回からご覧下さい。

これから、学生サポーターとして直接拝見させていただいたYouTube配信動画の第3,4回について振り返りたいと思います。

撮影当日、動画撮影現場に初めて立ち会う私は、新しい経験ができることに心が弾んでいました。それに加えて、テレビや書籍を通じてでしか接することができなかった弁護士の方々と初めて直接お会いすることができ、とても嬉しく感じるとともに緊張も致しました。しかし、菅原直美弁護士や今回のゲストである山田恵太弁護士、社会福祉士の大嶋美千代さんはとても気さくな方々で、大変明るい雰囲気の撮影現場だったと思います。

そんな雰囲気の中で、菅原先生と山田先生による第3回の撮影が始まりました。山田先生は、「一般社団法人 東京TSネット」(<https://tokyo-ts.net/>)という団体の代表理事をされており、罪に問われた障がいのある方の支援を行っています。最初に、「障がいのある方はどういう経緯で犯罪に至ってしまうのか」という質問について話し合われました。そこで、まず、山田先生は「障がいがある方が罪を犯しやすい訳ではない」ということを強調されていました。そして、山田先生が今まで出会った方々の中には、自分に障がいがあるということに気付かず、適切なサポートを受けることができないまま生活していた方や、過去に虐待を受けたことで自分に自信が無く人を信頼することにも抵抗があり人とのつながりを紡ぐことができずに暮らしていた方が多くいらっしゃったそうです。そのような環境下でストレスを感じたり、お金に困ったりしたことが、犯罪に至る大きな原因であり、彼らが犯罪をしないためにも、周囲のサポートが必要であると山田先生は仰っていました。

この「周囲からの適切なサポート」は、障がいの有る無しに関係なく、人が罪を犯さないため、一度罪を犯してしまった人がもう一度犯罪をすることを防ぐためにとても大切な要素であると考えます。「障がい」と一括りに言っても、身体障がい、精神障がい等、様々な

種類の障がいがあります。例えば、身体障がいがある方にはその身体の不自由を取り除くために家族や親しい人が手助けをしたり、その方に合った道具を用意したりという周囲の支援が見られます。また、精神障がいがある方にも、物理的支援だけではなく、コミュニケーションを取りやすい環境を作るという支援が大切です。同じ様に、障がいを持たない方にとっても周囲の人との繋がりには心の安らぎに直結します。私自身も、新学期には人との繋がりが無く、とても不安でした。しかし、徐々に友達ができるにつれてその不安は薄れ、これからの生活が楽しみになりました。一方で、周囲とのコミュニケーションを上手く取れず、その不安を紛らわすために違法薬物に手を出してしまう人もいるでしょう。そこで、その人に対し、周囲の人々が犯罪行為に対して説教をするのではその人の社会復帰は見込めません。もう一度同じ過ちを犯さないように、地域社会が彼を受け止め、真摯に向き合い、その人に合ったコミュニケーションをするという様な周囲の支えが重要です。この様に、周囲のサポートが「生きづらさ」を解消し、犯罪防止に役立つでしょう。

また、「東京 TS ネット」では、公認心理師の資格を持つ更生支援コーディネーターのもと、障がいがある方の犯罪防止を目指すだけでなく、その方が人生を改めて楽しく生きていくにはどうしたら良いかをまとめる更生支援計画を作っています。第4回では、実際に更生支援計画を作成している社会福祉士の大嶋美千代さんのお話を聞かせていただきました。

まず、社会福祉士とは、福祉に関する専門的知識や技術を持った、相談支援を行う国家資格者のことですが、大嶋さんは、社会福祉士の仕事内容を障がいのある被疑者の方に説明する時には図を使って説明しているそうで、実際に使っているボードを持って来て下さいました。障がいがある方の中には、物事を理解することに時間がかかってしまう方もいます。そこで、言葉だけでなく図を使い、聴覚と視覚のどちらからも情報を得られるようにし、理解しやすい説明をすることで、社会福祉士への信頼に結びつくとともに、その人がどのような障がいを持っているのかが分かるため、よりその人に合った更生支援計画を作ることができると思います。

大嶋さんのお話の中で最も印象に残ったことは、「福祉はそんなに簡単ではない」ということです。これは、速さを求める弁護士と仕事をする時に感じるギャップについてのお話の一節でした。確かに、障がいの程度は人それぞれです。障がいのある被疑者の方がどの様に罪を反省し、人生を楽しく生きて行くかは、全て前例をもとに作成しているのでは更生支援にはならないと思います。その人に合った支援をするためには障がいのある方やその家族だけでなく、弁護士とのコミュニケーションも大切です。

今回の動画から、個々人に合った更生支援計画を作り、罪を犯さず、また、罪を犯した後改めて人生を楽しく過ごすためには、周囲との繋がりやコミュニケーションが重要であると感じました。